

岡公共第11号
令和6年4月1日

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度 特定健康診査及び特定保健指導事業の実施について

平素より、保健事業運営に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当支部では「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、本年度も別紙要項のとおり、特定健康診査及び特定保健指導を実施いたします。事業の主旨を御理解いただき、対象者の意識向上、積極的利用の促進に御協力いただきますよう、お願いいたします。

連絡先

岡山県教育庁 福利課 健康管理班

電話 086-226-7604

令和6年度特定健康診査及び特定保健指導実施要項

1 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）

2 目的

内臓脂肪の状態に着目した健康診査と、その健診結果を基に判定したメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備軍の者に、生活習慣の改善をサポートする保健指導を実施することで、生活習慣病を予防し、組合員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

3 対象者

公立学校共済組合岡山支部の組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者で、実施年度内に40歳以上75歳未満の誕生日を迎える者。

4 特定健康診査

メタボリックシンドロームに着目した健康診査。

内臓脂肪の蓄積等を把握することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の予防を図ることを目的とする。

(1) 組合員（任意継続組合員を除く）

事業主の定期健康診断又は当支部実施の人間ドックを受診することで、特定健康診査（以下「特定健診」という。）を受診したことになる。

ただし、短時間勤務職員で事業主の定期健康診断又は当支部実施の人間ドックを受診しない場合は、特定健診受診券の発行を希望する旨当支部へ申し出を行った上で、特定健診を受診することができる。

※定期健康診断の結果のうち特定健診に係る項目は、高齢者医療確保法に基づき、各事業主から当支部に提供される。

(2) 被扶養者及び任意継続組合員

対象者は、当支部から交付を受けた特定健診の「受診券」により、実施医療機関に直接予約の上、特定健診を受診する。「受診券」は、対象者の自宅に送付する。

(3) 検査項目

区分	項目
基本的な項目	○質問票（服薬歴、喫煙歴等） ○理学的検査（身体診察） ○身長、体重、BMI、腹囲の計測 ○血圧測定 ○肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP） ○血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ○血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c） ○尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な事項（一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施）	○心電図検査 ○眼底検査 ○貧血検査（赤血球、血色素量、ハトクリット値）

(4) 自己負担額

なし（無料）

5 特定保健指導

特定健診の結果、メタボリックシンドロームのリスク等を総合して、生活習慣病の発症リスクが比較的高く、生活習慣改善による予防効果が期待できる者を対象に、生活習慣改善のための支援を行う。

特定保健指導には、「動機付け支援」と「積極的支援」があり、対象者は専門家（医師、保健師又は管理栄養士）と生活習慣改善に向けた行動計画等を作成し実践する。

動機付け支援	メタボリックシンドローム予備軍の者を対象とした保健指導。 初回面接の後、3～6か月後に生活習慣の改善状況と健康状態を確認する。
積極的支援	メタボリックシンドローム該当の者を対象とした保健指導。 初回面接の後、3か月以上の継続的な支援を行い、3～6か月後に生活習慣の改善状況と健康状態を確認する。

(1) 組合員（任意継続組合員を除く）

特定健診の結果、特定保健指導の対象となる者に、随時、受診勧奨の通知をする。

なお、当支部実施の人間ドックを受診する者で、ドック受診当日に特定保健指導を受ける者には、当該受診勧奨は通知しない。

動機付け支援及び積極的支援対象者

対象者は、次のいずれかの方法により、特定保健指導を利用することができる。

利用区分	利用場所	利用方法
訪問型保健指導で利用	所属所	対象者は、公立学校共済組合本部の実施委託機関の健康相談員による所属への訪問を受け、特定保健指導を利用する。（日時及び場所の相談は、健康相談員から連絡が入る。）
医療機関で利用	医療機関	対象者は、実施医療機関に直接予約の上、当支部から送付する「利用券」を持参し、特定保健指導を利用する。

対象者には、訪問型保健指導実施委託機関から、所属所を通じて文書で受診勧奨通知を送付の上、後日電話で利用希望の有無の確認、また希望の場合は日程調整等の連絡がある。訪問型の利用を希望しない場合は、後日公立学校共済組合から指定医療機関利用のための「利用券」を自宅に送付する。

(2) 被扶養者及び任意継続組合員

特定健診の結果、特定保健指導の対象となる者に、随時、受診勧奨の通知をする。

対象者は、希望する実施医療機関に直接予約の上、受診勧奨の通知に同封する「利用券」を医療機関に持参し、特定保健指導を利用することができる。通知は、対象者の自宅に送付する。

(3) 実施基準

特定健診の結果、以下の基準に該当する者が特定保健指導の対象となる。

健診結果		特定保健指導のレベル	
腹囲	追加リスク 下記1～4の該当数	40～64歳	65～75歳
男性：85cm以上 女性：90cm以上	2つ以上該当 1つ該当	積極的支援 動機付け支援	動機付け支援
上記以外で BMI（※）が25以上	3つ以上該当 2つ該当 1つ該当	積極的支援 動機付け支援	動機付け支援
〈追加リスク〉			
1 血糖：空腹時血糖 $\geq 100\text{mg/dl}$ 、またはHbA1c $\geq 5.6\%$			
2 脂質：中性脂肪 $\geq 150\text{mg/dl}$ 、またはHDLコレステロール $< 40\text{mg/dl}$			
3 血圧：収縮期血圧 $\geq 130\text{mmHg}$ 、または拡張期血圧 $\geq 85\text{mmHg}$			
4 喫煙歴：あり（上記1～3のいずれかに該当する場合のみカウント）			

※BMI = 体重 (kg) \div 身長 (m) \div 身長 (m)

(4) 自己負担額

なし（無料）

6 その他

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施医療機関等について

対象者に交付する特定健診の「受診券」及び特定保健指導の「利用券」に実施機関一覧表及び詳細な受診方法等の案内文を添付する。

(2) サービスの取扱い

県立学校等の県費負担教職員の方は、「職務に専念する義務の免除」の対象となる。

（手続事務を行う担当者は免除の対象外。）

なお、上記以外の方（市町村立学校の県費負担教職員、県費負担以外の教職員等）のサービスの取扱いについては、各人事担当課等に確認願います。

(3) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率に係るペナルティについて

特定健康診査及び特定保健指導の実施率（受診率）が著しく低い場合、公立学校共済組合が医療保険者として負担している後期高齢者医療制度に拠出する支援金に加算措置が行われる。支援金に加算措置がされた場合、組合員の掛金の上昇につながる可能性がある。